

2022 年 10 月 1 日

『「介護サービス情報の公表」制度 解説ブック』(平成 21 年 4 月改正対応版)からの 見直し事項について(概要)

本資料は、『「介護サービス情報の公表」制度解説ブック[調査情報編] 平成 21 年 4 月改正対応』をお持ちの方に、『「介護サービス情報の公表」制度 解説ブック【運営情報編】』(令和 4 年版)での見直しの概要をご理解いただくためのものです。

令和 4 年版では、「平成 21 年 4 月改正対応」版発行後から令和 3 年度までに行われた制度改正に対応しており、「介護医療院」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の追加や、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の削除が行われています。

なお、調査項目の「大項目」「中項目」「小項目」「確認のための材料」について一部文言の修正が行われておりますが、構成の変更はありません。

その他、改訂作業では、以下の 2 つのポイントから見直しを図っています。

- 1 厚生労働省が公表している調査項目等の修正履歴に基づき、その内容を反映
☞(「別表 A」参照)
- 2 実際に調査実務に携わっている調査員の方々にご協力いただき、「確認事項及び確認のための材料に関する基本的な考え方と確認作業に当たっての留意点」について、調査項目の意図を理解し、より効率的に確認作業が進むよう調査実務の視点から表現や記述を見直し
☞(「別表 B」参照)

一人ひとりの調査員にとって、それぞれの調査項目の意図がよりわかりやすく、確認作業の判断がしやすくなるよう、加筆・修正を行っています。

介護サービス情報の調査事務にお役立ていただければ幸いです。

(編集発行) 一般社団法人シルバーサービス振興会

(制作販売) 中央法規出版株式会社

別表A 厚生労働省が公表している調査項目等の修正履歴に基づく修正事項

平成 21 年版からの 見直しポイント	令和 4 年版での 修正内容	対象サービス
・ 調査情報 （文言の修正）⇒	運営情報	全サービス
・ 留意点の説明中、関連法令 及び関連通知に関して最 新の内容に改正	（例） 「医療・介護関係事業者にお ける個人情報の適切な取り 扱いのためのガイダンス」 （平成 29 年 4 月 14 日個情第 537 号・老発 0414 第 2 号）ほ か	全サービス
・ 各調査項目について、「事例 がない等の確認事項の取 扱」のより細かい設定に見 直し	（例） ・ <u>事業所において当該項目 にかかる取組を行ってい ない場合</u> ・ <u>そもそも事業所の方針と して実施していない場合</u> ・ <u>報告対象期間内に事例が なかった場合</u> など	全サービス
・ II－5 （2）利用者等の意向等を踏 まえた介護サービスの提 供内容の改善の実施状況 （文言の修正） 自己評価⇒	<u>事業所の自己評価</u>	全サービス
・ I－1 （1）介護サービスの提供開 始時における利用者等 に対する説明及び利用者等 の同意の取得の状況 （記入上の留意点に追加） ⇒	<u>※紙の書面ではなく電子上 で同意を得ている場合は、電 子認証等の有無を記載する</u>	全サービス

・Ⅰ－２ (３) 身体的拘束等の廃止のための取組の状況 (文言の修正) 身体的拘束等の<u>排除</u>⇒	身体的拘束等の<u>廃止</u>	訪問介護／夜間対応型訪問介護／訪問入浴介護（予防を含む）／訪問看護（予防を含む）／訪問リハビリテーション（予防を含む）／福祉用具貸与（予防を含む）／特定福祉用具販売（予防を含む）／居宅介護支援／定期巡回・随時対応型訪問介護を除くすべてのサービス
・Ⅰ－２ (６) 当該サービスの質の確保のための取組の状況 栄養マネジメントに関する確認事項 口腔機能の向上のためのサービスに関する確認事項 (記入上の留意点に追加) ⇒	※加算の有無にかかわらず実施状況の有無を記載すること	通所介護／認知症対応型通所介護（予防を含む）／療養通所介護／通所リハビリテーション（予防を含む）／地域密着型通所介護
・Ⅱ－３ 安全管理及び衛生管理のための取組の状況 「事故の発生予防又は再発防止」 (記入上の留意点に追加) ⇒	※自社の事業所で発生した事例のみならず、その他事業所で発生した事例等を参考にしながら、検討を実施した記録があれば、「あり」となる	福祉用具貸与（予防を含む）／特定福祉用具販売（予防を含む）／居宅介護支援の３つを除くすべてのサービス

別表B 「介護サービス情報の公表」制度 解説ブック

【運営情報編】居宅サービス系「訪問介護、夜間対応型訪問介護」における見直し例

・訪問介護（夜間対応型訪問介護）計画に、利用者及びその家族の状態、希望についての記載があるか、又は訪問介護（夜間対応型訪問介護）計画の検討会議の記録に、…
→波線部を追記（p.15 1 枠目）

・これらは例示的なものであり、すべての内容が記載されていなければならないという
ことではなく、このうちのどれかについて、含まれていてもよいし、また、一つも含まれていなくとも、事業所がプライバシーの保護の取り組みについて示すものがある
れば特に問題ないものと考えられる。

→下線部を削除（p.17 3 枠目）

・利用者の状態に応じた排せつを行うことが重要である。

→下線部を削除（p.19 4 枠目）

・具体的には、「アセスメント記録」、「サービス提供記録」、「夜間対応型訪問介護記録」
等のような利用者ごとの記録に、…

→波線部を追記、下線部を削除（p.33 3 枠目）

・～を確認すればよい。

→「確認する」に統一（p.35 1・3 枠目）

・自らの事業所における発生事例だけでなく、一般的な事例を用いたものでもよい。

→下線部を削除（p.39 3 枠目、p.41 1 枠目）

・具体的な資料名は、「感染症及び食中毒の発生予防マニュアル」等が考えられるが、…

→二重下線部を修正（p.43 2 枠目）

・具体的な資料名は、「個人情報の利用目的についての方針」、「利用者の皆様への個人情報保護方針のご説明」等が考えられるが、…

→下線部を削除（p.43 5 枠目）

- ・ 利用者の意向や満足度の把握方法は、具体的には「利用者意向調査」、「意識調査」、「満足度調査」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。

→下線部を削除（p.47 2 枠目）

- ・ 具体的な資料名は、「自己評価結果」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。

→下線部を削除（p.47 3 枠目）

- ・ 具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。

→下線部を削除（p.49 1 枠目）

な ど

＊訪問介護(夜間対応型訪問介護)以外のサービスについても、現場で判断する際に、確認する視点がより明確になるよう、文言を見直し(＝加筆・修正・削除)しました。